

専門職大学院認証評価報告書

教育機関名称	東京都立産業技術大学院大学 産業技術研究科
教育機関名称(英語)	Advanced Institute of Industrial Technology Graduate School of Industrial Technology
専攻名称	産業技術専攻
専攻名称(英語)	Master Program of Industrial Technology
学位名称	事業設計工学修士(専門職)、 情報システム学修士(専門職)、 創造技術修士(専門職)
提出日	2023(令和5)年 3月

- (1) JABEEは本認証評価報告書を文部科学大臣に報告する。
また、専攻が提出した自己評価書(本文編)とともに、本認証評価報告書をJABEEホームページで公表する。
- (2) JABEEは、認証評価報告書において「適合」と判定された専攻に対し適格認定証を交付する。
- (3) 適格認定を受けた専攻は、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「弱点(W)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出しなければならない。
また、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「懸念(C)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出することができる。
- (4) JABEEは、改善報告書を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定する。
その後、速やかに当該認定大学に通知するとともに、JABEEホームページで公表する。

専門職大学院認証評価 総合的所見

適格認定の可否	適 合	
可否の判定根拠	日本技術者教育認定機構が定めた50項目の産業技術系専門職大学院基準のすべてにおいて、D(欠陥)と評価された項目はない。	
評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	-(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。

全般的な長所・
問題点・コメント

★長所

- ・開学以来、東京都立の高等教育機関として、地域のニーズに応えるべく、多様な学生を受入れ、高度専門職業人の養成にあたっている。とりわけ、さまざまな背景をもつ社会人を多く受入れ、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成、輩出している。
- ・学長はじめ執行部のリーダーシップのもと、教育研究実績のある教員および実務経験豊かな教員からなる教員団が、優れた教育の実施にあたっている。
- ・開学以来、PBL教育を中心とした優れた実践的教育を実施している。さらに、そうした優れた教育システムを、組織として継続、維持し、さらに改善していく努力を続けている。
- ・国際的な教育連携活動や社会の要請にこたえるリスキリング教育など、時宜を得た取り組みを新たに展開している。

★コメント

- ・本専攻は、上記のように、本邦を代表する優れた技術者教育を実践している高等教育機関である。以下は、本専攻が国際(的にも評価される)水準の技術者教育を目指されることを期待し、それにむけたコメントととらえられたい。
- ・学生個々が学習・教育目標の達成を自己実現のひとつととらえ、本専攻での一つひとつの学びや気づきを学習・教育目標達成への過程、自身の自己実現への道のりの一つ々々ととらえるような意識付けをサポートする教育指導(シラバスへの学習・教育目標達成度に係る詳細な評価項目の具体の記述、学習・教育目標達成への道のりのひとつの指標となる科目ナンバリングの導入、1年次授業科目中にも取り入れられているコンピテンシー関連内容のシラバスへの記載や授業内での言及、など)が行なわれることを期待する。
- ・優れたPDCA活動のための仕組みはできており、すでに運用されている。それが、一人ひとりの学生や教職員の抱く不満や不足感、改善への要望などの一つひとつに真摯に向きあい、その改善への取り組みを、教職員個々ならびに教育組織が「自然に」行なえるようなPDCA活動となることを期待する。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
1	基準1：専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開	A	基準1(1)～1(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	専攻の使命・目的は、学則で定められ、Webで公開されている。さらに、運営諮問会議など外部有識者の意見を参考しながら、その見直し（とりわけ専攻・コースの再編等）の努力を継続している。
1(2)	修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	専攻の使命・目的にそった専攻全体ならびに3コースそれぞれのディプロマ・ポリシーが定められており、Webで公開されている。
1(3)	専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。 また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。	A	学習・教育目標として、3つのコースそれぞれにおいて、そのコースが示す分野で活躍できる高度専門職人材に必要とされる「(A)知識・スキル」と「(B)業務遂行能力（コンピテンシー）」の2項目が明確に設定されており、学生および教員に周知されている。特に、学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて説明されている。また、これら目標には、下記項目(i)～(vi)がすべて含まれていることが確認できた。
1(4)	研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。	A	研究科及び専攻の名称（産業技術研究科、産業技術専攻）は、産業振興に資する豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成するという目的に適合しており、ふさわしいものと判断できる。
2	基準2：学生受け入れ方法	A	
2(1)	学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学（編入学・転入学を含む）させるため、入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。	A	アドミッション・ポリシーは、専攻共通と3コースごとに、明確に設定されており、Webや学生募集要項にて学内外に広く公開されている。また、実地調査時の資料等により、入試判定の公正さ、適切さについて、確認できた。
3	基準3：教育方法	A	基準3(1)～3(11)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
3(1)	教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。	A	専攻全体ならびに3コースそれぞれのカリキュラム・ポリシーは、対応するディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に配慮され、策定されている。各カリキュラム・ポリシーは、学生・教員だけでなく社会に広く公開されている。特に、アドミッション・ポリシーを含めた3つのポリシーの整合性・一貫性については、学長が室長を務める内部質保証室と各コースの科目を担当する教員が委員を務めるカリキュラム委員会を主体とする継続的な改善の仕組みを制度化することによって、その確保につとめている。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(2)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	A	学生のキャリアを想定した人材像モデルを設定し、それと対応する講義・演習科目、PBL科目からなるカリキュラム体系（モデルコース）が設計、実施されている。また、その内容は、「履修の手引き」としてまとめられ、学生に配付、開示されており、さらに、学内外にもWebで公開されている。
3(3)	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	A	モデルコースに推奨科目が提示されるなど、各科目と学習・教育目標の修得との関連付けがなされている。また、PBL科目はまさに実践教育であり、様々な背景・年齢層の社会人学生が多いことも同教育の効果の実現に寄与している。さらに、社会人学生等に配慮し、対面・遠隔・視聴教材等を組み合わせた授業形態（ブレンディッド型、ハイフレックス型）が提供されている。
3(4)	カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。 なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。	C	科目ごとにシラバスが作成され、Webで内外に公開されている。各科目のシラバスでは、カリキュラム中での位置づけ、教育内容・方法、履修要件、到達目標、成績評価方法・評価基準などが示されている。各科目における学習・教育目標に関する個別の達成度評価は行なわれていないが、シラバスに示されている到達目標を積み上げることにより、カリキュラム全体として、学習・教育目標の達成を担保する仕組みとなっている。 しかしながら、一部のシラバスの評価方法の記載において、学習・教育目標の達成へのつながりの詳細が示されていない、個々の評価項目への配点の記述にとどまっている、などが見られ、シラバス記述にあたり、一層の組織的な対応が期待される。また、各科目への「ナンバリング」の導入も期待される。
3(5)	学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。	A	学生自身が学期ごとに、成績評価（結果）を、Webで確認できる仕組みがあり、さらに担任教員等との面談により確認することができる。これにより、到達目標の積み上げの確認が行なえ、学習・教育目標の達成への指針とできている。
3(6)	授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。	A	講義室の座席数は最大履修者数に対し適切なものであり、2022年度からはハイフレックス型講義の対応もとられていることから、十分適切なものと判断できる。
3(7)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。	A	いわゆるCAP制が導入され、半期に履修申請できる上限を22単位と設定している。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(8)	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。	A	年間の授業期間は、約36週とされている。クォータ制を採用しているため、15回分の講義は約2ヶ月（8週間：週2回講義）で履修できる。授業の期間は、適切であると判断できる。さらに、社会人学生に配慮して、夜間および土曜日の昼間に授業を開講している。
3(9)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—	該当なし。
3(10)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—	該当なし。
3(11)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。	—	該当なし。
4	基準4：教育組織	A	基準4(1)～4(16)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	A	産業技術研究科の下に、産業技術専攻があり、さらにその下に3つのコースがある。専攻は専任教員定員30名のところ、2022年5月時点で教授・准教授・助教27名が在籍している。なお、専任教員は専攻に所属し、コース所属ではない。教員組織編成については、実務家教員の確保、年齢バランスの考慮、専任教員の各種運営委員の担当、専任教員で構成される専攻会議の開催、などが行なわれ、有効に機能している。非常勤講師については、専任教員が担当者として割り当てられ、授業支援等を行なっている。
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	A	2021年度時点で、教授・准教授20名、助教10名、非常勤講師23名を配置しており、専任教員1名あたりの学生数は、3.3名であり、法令上の基準を満たしている。また、およそ40名からなる事務組織による支援体制があり、特に、教育設備の効果的運用を図るためのサポートスタッフ、講義収録スタッフなども充実している。
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A	本専攻における法令上の配置されるべき専任教員の基準数は、20名（うち教授が10名）である。2022年5月時点で、教授15名、専任教員27名であり、これを満たしている。
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A	本専攻の専任教員は、全員本専攻専任である。（ただし、研究科再編の時期には、移行措置として、新・旧専攻の兼担としていた。）

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A	上記のとおり、2022年5月時点で、専任教員27名のうち、教授は15名であり、法令を満たしている。
4(6)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者	A	2021年度末時点の29名の専任教員を分類すると、(i)10名、(ii)9名、(iii)10名となっている。専攻関係基礎データにある専任教員の教育・研究実績における教育活動、ならびに、専任教員が担当するPBLプロジェクトの説明書における記載から、教育に高い意識と実績を持つ教員が多いことがわかる。
4(7)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	A	専攻関係数値データにある教員組織（表2）より、27名の専任教員のうち、9名が実務家教員である。また、専攻関係基礎データより、これら実務家教員は、実務経験との関連が認められる授業科目を担当していると判断できる。
4(8)	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。	A	主要な授業科目であるPBL科目においては、専任の教授・准教授が主担当となり、さらに専任教員が副担当として、担当している。選択必修科目では、一部を専任教員が担当している。選択科目では、科目群において専任教員担当科目が含まれるようにしている（専任が担当する比率は、コースにより57%～100%）。
4(9)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	A	2022年5月時点で、専任教員27名は、30歳代5名、40歳代7名、50歳代13名、60歳代2名であり、若干高齢とも考えられるが、実務家教員3割以上という基準を考慮すれば、特定の範囲の年齢に著しく偏っていることはない。
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A	専任教員は、すべて常勤であり、教育研究の遂行に支障がないものと思われる。他大学での授業や社会貢献活動等は、許可制となっており、これらを行なっている教員も、当該教員の継続的な自己研鑽や社会貢献として意義があると判断される。
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A	規則上、科目等履修生の受け入れ人数は、現状の設備及び教員の教育指導に支障のない範囲（原則若干名）に制限されており、1科目あたりの科目等履修生数は、約5.4名で、専任教員の増員が必要とは判断されない。
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	—	該当なし。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(13)	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。	A	教員評価は、年度評価と任期評価から構成され、そのルールや評価項目は、教員に開示されている。教員の採用基準や昇格基準も開示されている。また、翌年度の職務給の昇給判定や業績給、再任判定などに反映されている。
4(14)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A	専攻会議、PBL運営部会、カリキュラム委員会があり、これらが有効に機能していることを確認した。
4(15)	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A	FDに関する取り組みとして、毎月のFD委員会、クォータごとの学生による授業評価・教員のアクションプラン、年2回開催のFDフォーラム、年2回発行のFDレポートがあり、教員に開示されているとともに、有効に機能していると判断される。うち、FDレポートは、Webにて学内外に公開されている。
4(16)	職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A	SD活動として、セミナー、フォーラム、学長講話、職員アンケート、教職員合同の意見交換会などを実施している。公立大学法人以外の大学スタッフとして、サポートセンターや図書館の従事者がおり、関連する委員会に参加しており、ここでの学生教育の改善に関する議論等もSD活動の一環として捉えられている。いずれも有効に機能していることも確認できた。
5	基準5：教育環境	A	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	A	十分な講義室、演習室、自習室、東京夢工房、Innovator's Lab、図書館、研究室、情報インフラ環境を有している。情報関係機器については、原則約3年で更新している。
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	A	社会人学生など夜間利用者に対して、教室、事務室、自習室、図書室などは、平日は23時まで、土曜日は19時まで利用可能としている。そのサポート体制も十分なものである。
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A	専任の教授および准教授には各1室の研究室(約30平米)が割り当てられ、助教には共同の研究室が割り当てられている。
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	A	1科目あたりの平均履修者数は、5.4名であり、現状の校地および校舎の面積で教育に支障はなく、増設の必要はない。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	—	該当なし。
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	A	大学院全体で4265平米(専用2757平米、共用1868平米、学生1名あたり約23平米)であり、本専攻にとって十分な規模と判断できる。
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。	A	東京都からの運営給付金や授業料等からなる一般財源、その他に科研費や外部資金など必要な財源を確保している。ただし、競争的資金については変動もともなうことから、財源確保について一層の確実で多様な仕組みづくりを期待したい。
5(8)	学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。 また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。	A	学生の個別指導、奨学金、授業料減免や分納、キャリア開発、ハラスメント防止体制、保険、健診、留学生の在籍管理など、学生支援の制度は充実している。情報発信もなされており、利用実績もあることから、有効に機能していると判断できる。
6	基準6：学習・教育目標の達成	A	基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。	A	修了認定基準と方法は、学則および履修規則に規定されており、Webにて公開されている。また、新入生ガイダンスでの説明や修了要件が記載された手引きも配布され周知されている。修了認定は、臨時教授会において実施されている。
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A	修了認定に必要な在学期間は2年、修得単位数は40単位以上であり、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定されている。
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	A	学則において1年以上の在学を義務付けている。科目等履修生制度を活用することで入学前の5年間で単位を取得・蓄積できることと、PBL科目が1年間の集中受講が義務付けられることから、結果として、1年間の在籍で、規則と矛盾せず、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮されていると判断できる。
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	A	当該専攻外で修得した単位の認定は、教務学生委員会、教授会で審議し、判定されており、当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものと判断できる。
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A	3コースそれぞれが授与する学位の名称は、適切なものと判断される。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
7	基準7：教育改善	A	基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	C	学長を室長とする内部質保証室を設置し、組織的、継続的に点検・評価を行なうことを同室設置要綱に規定し、実施している。具体的には、研究科の各組織・各レベルにおいて、PDCAサイクルを実行し、その結果を内部質保証室に報告する形式をとっている。さらに、運営諮問会議・教育研究審議会による外部の評価を取り入れる仕組みもある。総合的に、基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みができていないと判断される。 しかしながら、新たに設置された内部質保証室は、まだまだ発展途上で、十二分には機能していない点もあり、今後の一層の適切な運営・運用が期待される。(具体的には、使用LMSでの教員による情報提供の誤りに関する学生の指摘に対する対応、コンピテンシー獲得にむけた学生自身のオーナーシップ感の醸成のための指導法の検討、など。)
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	A	社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みとして、それぞれ運営諮問会議とFD委員会が存在し、点検・評価を実施している。また、内部室保証室が主導する教育点検システム自体に対するPDCAサイクルを実行している。さらに、PBL検討部会が同科目の点検・評価を行っており、各担当教員への(学外委員からの)助言などがなされている。
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	A	運営諮問会議・教育研究審議会の活動報告、ならびに、FDレポートによるFD委員会の活動内容の報告を、Webで公開している。
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。	A	内部室保証室の主導の下、各種委員会等で、継続的に改善のための活動を実施している。
8	基準8：特色ある教育研究活動	S	
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	S	特色あるPBL活動をはじめとして、社会人学生の多い専門職大学院として、様々な特徴ある活動を行っており、高く評価できる。自己評価書の本基準の節にあげられている18の項目が、さらに向上、定常化されていくことが期待される。